○総務省告示第二百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、みんなの党参議院比例第30支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第三百七十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年八月十二日

総務大臣　新藤　義孝

備考中「生活の党参議院比例区第6総支部」の下に「、みんなの党参議院比例第30支部」を加える。

○外務省告示第二百七十一号

平成二十六年七月二十三日にローマで、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億六千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年八月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十二号

平成二十六年七月二十三日にローマで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億七千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年八月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十三号

平成二十六年七月二十三日にローマで、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年八月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十四号

平成二十六年七月二十三日にローマで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億四千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年八月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十五号

平成二十六年七月二十三日にローマで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億六千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年八月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十六号

平成二十六年七月二十三日にローマで、レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億九千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年八月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市作木町下作木字中ノ郷五五五の二から五五五の四まで、字撰荷地乙九四〇、九四三、甲九四四、乙九四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ郷五五五の二から五五五の四まで、字撰荷地乙九四〇、九四三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷落合六一〇の三、六一一の一、六一一の二、六一二の一、六一三の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百八十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月十二日

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5262号	炭酸ガス消火器（持運び式）	ＳＣ―11ＸⅡ型	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目1番15
第5263号	〃	ＳＣ―15ＸⅡ型	〃	〃

○国土交通省告示第七百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の二十一の項指定をした日欄中「平成二十一年」を「平成二十六年」に改める。